



高円寺地域における新しい学校の通学区域について

平成 31 年 4 月に杉並第四小学校、杉並第八小学校、高円寺中学校が義務教育 9 年間を通した一貫性のある教育校（施設一体型）に生まれ変わります。その高円寺地域における新しい学校の通学区域については、以下のとおり整理し、学校関係者及び地域関係者等の意見を伺い、いただいた意見を踏まえ検討します。

1 高円寺地域における新しい学校の通学区域の基本的な考え方

新校は、施設一体型の小中一貫教育校であり、小中一貫教育の効果が最大限に発揮できるよう、小学校と中学校の通学区域の整合性を図る方向で検討する必要があるが、同時に保護者や地域の十分な理解を得ることが不可欠であるため、開校後の児童・生徒の動向を踏まえ、通学路の安全性や通学距離なども考慮に入れて検討を行うこととする。

2 新校開校時（平成 31 年度）の通学区域

小学校は現在の杉並第四小学校と杉並第八小学校を合わせた地域、中学校は現在の高円寺中学校の通学区域と同様とする。

3 就学校の配慮

平成 28 年度入学から学校希望制度が廃止されるため、新校の通学区域となる予定の区域のうち、小学校と中学校の通学区域に差異がある地域に居住する児童（就学予定者を含む）について、平成 28 年度入学者以降、特例措置により就学校を選択できるよう配慮する。

(1) 特例措置をとる地域と児童の取扱

裏面参照

(2) 特例措置の方法

当該地域に居住する児童（就学予定者を含む）について、指定校変更の申立てにより対応する。

4 今後のスケジュール

平成 27 年度上半期 学校・地域への周知

「杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱」を改正

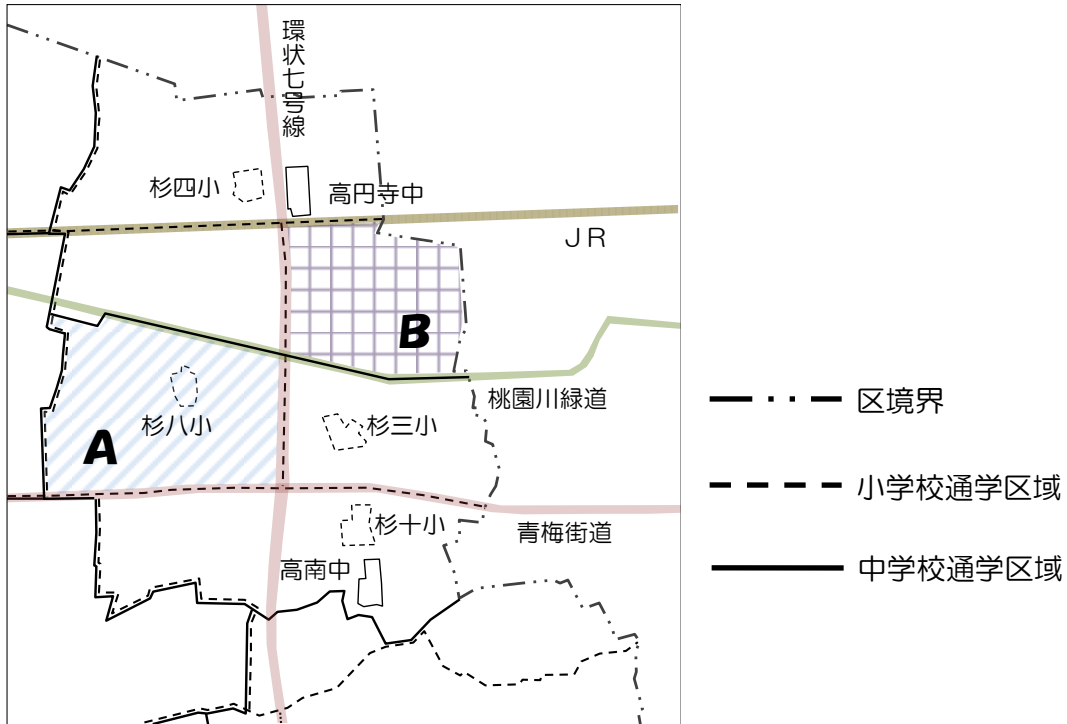
平成 28 年度入学～ 特例措置の適用開始

平成 31 年度 高円寺地域における新校開校

※ 開校後、児童・生徒の動向を踏まえ、通学区域の見直し等を検討

【問合せ先】 杉並区教育委員会事務局学務課
学事係 太田 手塚
TEL 03-3312-2111（内線 1622）

通学区域図及び特例措置をとる地域とその取扱について



小学校と中学校の通学区域に差異がある地域

A：新校の小学校の通学区域ではあるが、中学校が異なる地域

B：新校の中学校の通学区域ではあるが、小学校が異なる地域

特例措置をとる地域		指定校		特例措置の取扱
		小学校	中学校	
A	高円寺南2丁目全域 高円寺南3丁目1～3, 17～23, 35～37	杉並第八小 (H31.4新校)	高南中	新入学児童(5歳) 杉並第三小、杉並第十小 への入学に配慮
				新入学生徒(小学6年生) 高円寺中(新校) への入学に配慮
B	高円寺南5丁目全域	杉並第三小	高円寺中 (H31.4新校)	新入学児童(5歳) 杉並第四小、杉並第八小(新校) への入学に配慮
				新入学生徒(小学6年生) 高南中 への入学に配慮